

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

地域再生法（平成17年法律第24号）および地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）が改正されたことを踏まえ、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を改正しようとするもの。

2 概要

(1) 軽減措置の拡充

地方拠点強化に係る地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定事業者に対する地方税の軽減措置に係る地方交付税の減収補てん措置の対象に不動産取得税の課税免除が加えられたことを受け、不動産取得税に係る軽減措置を見直す。

＜施行期日：公布日（平成 30 年 6 月 1 日から適用）＞

現行	拡充型事業	移転型事業
不動産取得税	税率 $1/2$	税率 $1/2$
事業税	—	(1 年目) 標準税率 $\times 1/2$ (2 年目) 標準税率 $\times 3/4$ (3 年目) 標準税率 $\times 7/8$
対象施設	土地、建物、機械装置等	



改正案	拡充型事業	移転型事業
不動産取得税	税率 $1/10$	課税免除
事業税	—	(1 年目) 標準税率 $\times 1/2$ (2 年目) 標準税率 $\times 3/4$ (3 年目) 標準税率 $\times 7/8$
対象施設	土地、建物、機械装置等	

(2) 適用期限の延長

地域再生法等に基づく地方交付税の減収補てん措置の適用期限が平成32年 3 月 31 日まで延長されたことを踏まえ、本県における地方税の軽減措置の適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延長する。

＜施行期日：公布日（平成30年 4 月 1 日から適用）＞

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地域再生法（平成17年法律第24号）および地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正等に伴い、課税の軽減措置の内容を見直すとともに、適用期限を延長するため、滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 不動産取得税に係る課税の軽減措置の内容について、次のとおり改正することとします。

（第5条関係）

ア 地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合において、一定の特別償却設備を新設または増設した事業者に対しては、不動産取得税を課さないこととします。

イ 地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を実施する場合において、一定の特別償却設備を新設または増設した事業者に対しては、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第39条の3に定める税率に10分の1を乗じて得た税率を課すこととします。

(2) 課税の軽減措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長することとします。

(3) その他

ア この条例は、公布の日から施行し、改正後の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の規定は、(2)は平成30年4月1日から、(1)は平成30年6月1日からそれぞれ適用することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例新旧対照表

旧	新
第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)および(2) 省略 (3) 地方活力向上地域 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域として同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載された県内の区域をいう。 (4)から(6)まで 省略 第3条および第4条 省略 (地方活力向上地域における県税の _____ 不均一課税)	第1条 省略 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)および(2) 省略 (3) 地方活力向上地域 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域として同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載された県内の区域をいう。 (4)から(6)まで 省略 第3条および第4条 省略 (地方活力向上地域における県税の課税免除および不均一課税) 第5条 地方活力向上地域内において、地域再生法第5条第1項に規定する地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が同条第18項の規定に基づき公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下この条において「公示日」という。）から平成32年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対しては、不動産取得税（地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日

の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。) に対して課するものに限る。) を課さない。

2 地方活力向上地域内において、公示日

から平成32年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。

(1) 事業税(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備を当該事業の用に供した日の属する事業年度以後3年の各事業年度または当該日の属する年以後3年の各年の所得または収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。)のうち当該第3種特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものに限る。) 県税条例第38条の3または第38条の7の4に定める税率に、次の表の左欄に掲げる年度または年の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た税率

年度または年の区分	割合
初年度または初年	2分の1
第2年度(初年度の翌年度または初年の翌年をいう。以下同じ。)	4分の3
第3年度(第2年度の翌年度または翌3年をいう。)	8分の7

(2) 不動産取得税(地域再生法第17条の2第1項第2号に掲げる事業を

第5条 地方活力向上地域内において、地域再生法第5条第1項に規定する地域再生計画(同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。)が同条第19項の規定に基づき公示された日(地域再生法の一部を改正する法律(平成27年法律第49号)の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「公示日」とい

う。)から平成30年3月31日までの間に地域再生法第17条の2第3項の認定を受けた事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に第3種特別償却設備を新設し、または増設したものに対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定める税率により不均一の課税をする。

(1) 事業税(地域再生法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、第3種特別償却設備を当該事業の用に供した日の属する事業年度以後3年の各事業年度または当該日の属する年以後3年の各年の所得または収入金額(事業税の課税標準額となるものをいう。以下同じ。)のうち当該第3種特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課するものに限る。) 県税条例第38条の3または第38条の7の4に定める税率に、次の表の左欄に掲げる年度または年の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる割合を乗じて得た税率

年度または年の区分	割合
初年度または初年	2分の1
第2年度(初年度の翌年度または初年の翌年をいう。以下同じ。)	4分の3
第3年度(第2年度の翌年度または翌3年をいう。)	8分の7

(2) 不動産取得税(

第3種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するものに限る。） 県税条例第39条の3に定める税率に2分の1を乗じて得た税率

2 前項第1号の第3種特別償却設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額の合算額とする。

(1) 電気供給業、ガス供給業または倉庫業に係る所得または収入金額
 新設し、または増設した第3種特別償却設備に係る固定資産の
 法人または個人に課する事業税 の課税標準となるべき事業年度 × 価額
 または年に係る所得または収入 第3種特別償却設備を新設し、
 金額 または増設した者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額

(2) 鉄軌道事業に係る所得

法人または個人に課する事業税 × 新設し、または増設した軌道のうち第3種特別償却設備に係る
 の課税標準となるべき事業年度 軌道の延長キロメートル数
 または年に係る所得 軌道を新設し、または増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数

(3) 前2号に掲げる所得または収入金額以外の所得または収入金額
 新設し、または増設した第3種特別償却設備に係る従業員の数
 法人または個人に課する事業税 × 第3種特別償却設備を新設し、
 の課税標準となるべき事業年度 または増設した者が県内に有す
 または年に係る所得または収入

施する場合であつて、第3種特別償却設備である家屋およびその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課するものに限る。） 県税条例第39条の3に定める税率に10分の1を乗じて得た税率

3 前項第1号の第3種特別償却設備に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によつて計算した額の合算額とする。

(1) 電気供給業、ガス供給業または倉庫業に係る所得または収入金額
 新設し、または増設した第3種特別償却設備に係る固定資産の
 法人または個人に課する事業税 の課税標準となるべき事業年度 × 価額
 または年に係る所得または収入 第3種特別償却設備を新設し、
 金額 または増設した者が県内に有する事務所または事業所の固定資産の価額

(2) 鉄軌道事業に係る所得

法人または個人に課する事業税 × 新設し、または増設した軌道のうち第3種特別償却設備に係る
 の課税標準となるべき事業年度 軌道の延長キロメートル数
 または年に係る所得 軌道を新設し、または増設した者が県内に有する軌道の延長キロメートル数

(3) 前2号に掲げる所得または収入金額以外の所得または収入金額
 新設し、または増設した第3種特別償却設備に係る従業員の数
 法人または個人に課する事業税 × 第3種特別償却設備を新設し、
 の課税標準となるべき事業年度 または増設した者が県内に有す
 または年に係る所得または収入

金額	る事務所または事業所の従業者 の数	金額	る事務所または事業所の従業者 の数
3	前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数および従業者の数の算定については、地方税法第72条の48第4項から第6項まで、第11項および第12項ならびに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準および所得の算定の例による。	4	前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数および従業者の数の算定については、地方税法第72条の48第4項から第6項まで、第11項および第12項ならびに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準および所得の算定の例による。
第6条および第7条	省略	第6条および第7条	省略